

!! 組合員限定 !!

30th Anniversary



JA東京みどり キャラクター
みどりん

記念定期貯金

スーパー定期貯金<単利型>

大口定期貯金

取扱期間

2022.6.1水 ▶ 2022.7.29金

取扱期間中であっても募集額25億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただく場合がございます。

1等

懸賞金 **3** (税引前) 万円

当選本数 15本

みどり賞

懸賞金 **3** (税引前) 千円

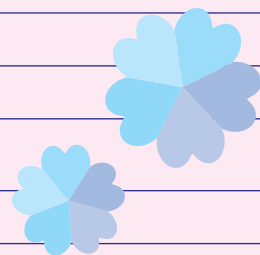
当選本数 250本

当選本数は25億円販売した場合です。

組合員限定「30周年記念定期貯金」

商品概要

スーパー定期貯金 〈単利型〉	商品名	スーパー定期貯金〈単利型〉 組合員限定「30周年記念定期貯金」
	取扱期間	令和4年6月1日(水)～令和4年7月29日(金) 取扱期間中であっても募集額25億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただく場合がございます。
	ご利用いただける方	個人
	期間	定型方式 1年(自動継続 元金継続扱い)
	預入方法	一括預入・証書式
	預入金額	1口10万円以上1,000万円未満(お一人様何口でもお預入れいただけます。) 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。
	預入単位	1円単位
	払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
	利息	(1)適用金利
(2)税金		20.315%(国税 15.315%、地方税5%)*の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6ヶ月未満……………解約日における普通貯金利率 ②6ヶ月以上1年未満……………約定利率×50%
大口定期貯金	商品名	大口定期貯金 組合員限定「30周年記念定期貯金」
	取扱期間	令和4年6月1日(水)～令和4年7月29日(金) 取扱期間中であっても募集額25億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただく場合がございます。
	ご利用いただける方	個人
	期間	定型方式 1年(自動継続 元金継続扱い)
	預入方法	一括預入・証書式
	預入金額	1,000万円以上(お一人様何口でもお預入れいただけます。) 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。
	預入単位	1円単位
	払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
	利息	(1)適用金利
(2)税金		20.315%(国税 15.315%、地方税5%)*の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、当JA所定の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的)		保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ● 特別配当金の対象になります。 ● ATMおよびネットバンクからの受入れはできません。 ● 10万円につき1本の抽選番号をつけます。 ● 懸賞金・当選本数 <ul style="list-style-type: none"> 1等……………15本 懸賞金 3万円(税引前) みどり賞……………250本 懸賞金 3千円(税引前) ● 懸賞金は利息受取口座へ令和5年3月24日(金)に振込いたします。(20.315%の源泉分離税が適用されます。) ● この定期貯金は、原則期限前解約はできません。 <p>《やむを得ず解約する場合》 抽選日以前の解約については、懸賞金抽選権は失効します。 抽選日以降の解約で当選している場合、当選は有効です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商品の詳しい内容については店頭の商品概要説明書をご用意しております。



商品概要説明書

組合員限定「30周年記念定期貯金」

スーパー定期貯金<単利型>

(令和4年6月1日現在)

商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> 組合員限定「30周年記念定期貯金」
取扱期間	・令和4年6月1日(水)～令和4年7月29日(金) 取扱期間中であっても募集額25億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただく場合がございます。
ご利用いただける方	・個人
期 間	・定型方式 1年(自動継続 元金継続扱い)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式 ・1口10万円以上1,000万円未満(お一人様何口でもお預入れいただけます。) 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 税 金 (4) 金利情報の入手方法	・店頭金利 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または本店信用共済部（電話：042-535-1061）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="411 360 1401 622"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別配当金の対象になります。 ・ 自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・ 以下の取扱要領により懸賞を実施いたします。 <p>(1) 懸賞金抽選権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期貯金10万円につき1本の懸賞金抽選券（抽選番号）を付けます。懸賞金抽選券（抽選番号）は10000番から14999番までの5,000本を1組とし、1組（5,000本）を1ユニットとします。 ・ 満期後は自動継続ですが新たな抽選券（抽選番号）は付きません。 <p>(2) 懸賞金の抽選日・抽選場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年11月の理事会終了後、当組合本店にて抽選を行います。 <p>(3) 当選番号の発表・振込</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当選番号は令和5年1月以降、店頭・HPに掲示し懸賞金当選者へハガキで通知いたします。 ・ 懸賞金は利息受取口座へ令和5年3月24日（金）に振込いたします。20.315%（国税15.315%地方税5%）の源泉分離課税が適用されます <p>(4) 期限前解約</p> <p>この定期貯金は、原則期限前解約はできません。 ≪やむを得ず解約する場合≫ 抽選日以前の解約については、懸賞金抽選権は失効します。 抽選日以降の解約で当選している場合、当選は有効です。</p> <p>(6) 懸賞金・当選本数</p> <table data-bbox="494 1792 1085 1948"> <tr> <td>1等</td> <td>1ユニット</td> <td>3本</td> <td>計15本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>懸賞金</td> <td>3万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>みどり賞</td> <td>1ユニット</td> <td>50本</td> <td>計250本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>懸賞金</td> <td>3千円</td> <td></td> </tr> </table>	1等	1ユニット	3本	計15本		懸賞金	3万円		みどり賞	1ユニット	50本	計250本		懸賞金	3千円	
1等	1ユニット	3本	計15本														
	懸賞金	3万円															
みどり賞	1ユニット	50本	計250本														
	懸賞金	3千円															

詳しくは窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書

組合員限定「30周年記念定期貯金」

大口定期貯金

(令和4年6月1日現在)

商品名 (愛称)	・大口定期貯金 組合員限定「30周年記念定期貯金」
取扱期間	・令和4年6月1日(水)～令和4年7月29日(金) 取扱期間中であっても募集額25億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただく場合がございます。
ご利用いただける方	・個人
期 間	・定型方式 1年(自動継続 元金継続扱い)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式 ・1,000万円以上(お一人様何口でもお預入れいただけます。) 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 税 金 (4) 金利情報の入手方法	・店頭金利 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店信用共済部（電話：042-535-1061）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="416 367 1406 629"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別配当金の対象になります。 ・ 自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・ 以下の取扱要領により懸賞を実施いたします。 <p>(1) 懸賞金抽選権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期貯金 10 万円につき 1 本の懸賞金抽選券（抽選番号）を付けます。懸賞金抽選券（抽選番号）は 10000 番から 14999 番までの 5,000 本を 1 組とし、1 組（5,000 本）を 1 ユニットとします。 ・ 満期後は自動継続ですが新たな抽選券（抽選番号）は付きません。 <p>(2) 懸賞金の抽選日・抽選場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年 11 月の理事会終了後、当組合本店にて抽選を行います。 <p>(3) 当選番号の発表・振込</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当選番号は令和 5 年 1 月以降、店頭・HP に掲示し懸賞金当選者へハガキで通知いたします。 ・ 懸賞金は利息受取口座へ令和 5 年 3 月 24 日（金）に振込いたします。20.315%（国税 15.315% 地方税 5%）の源泉分離課税が適用されます <p>(4) 期限前解約</p> <p>この定期貯金は、原則期限前解約はできません。</p> <p>《やむを得ず解約する場合》</p> <p>抽選日以前の解約については、懸賞金抽選権は失効します。</p> <p>抽選日以降の解約で当選している場合、当選は有効です。</p> <p>(6) 懸賞金・当選本数</p> <table data-bbox="502 1787 1093 1928"> <tr> <td>1 等</td> <td>1 ユニット</td> <td>3 本</td> <td>計 15 本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>懸賞金</td> <td>3 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>みどり賞</td> <td>1 ユニット</td> <td>50 本</td> <td>計 250 本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>懸賞金</td> <td>3 千円</td> <td></td> </tr> </table>	1 等	1 ユニット	3 本	計 15 本		懸賞金	3 万円		みどり賞	1 ユニット	50 本	計 250 本		懸賞金	3 千円	
1 等	1 ユニット	3 本	計 15 本														
	懸賞金	3 万円															
みどり賞	1 ユニット	50 本	計 250 本														
	懸賞金	3 千円															

詳しくは窓口にお問い合わせください。